

農業経営基盤の強化の促進に関する  
基本的な構想

平成 19 年 1 月  
平成 19 年 12 月  
平成 21 年 4 月  
平成 22 年 6 月  
平成 26 年 9 月  
令和 2 年 10 月  
令和 5 年 7 月

海 陽 町

## 目 次

第 1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標 個別経営体及び組織経営体の指標	4
第 3	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の累計ごとの新たに農業を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	6
第 4	第 2 及び第 3 に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項 1 農業を担う者の確保及び育成の考え方 2 市町村が主体的に行う取組 3 関係機関との連携・役割分担の考え方	7
第 5	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標、その他農用地の利用改善に関する事項	8
第 6	農業経営基盤強化促進事業に関する事項 利用権設等促進事業に関する事項 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準 その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業実施の促進に関する事項 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	9 14 16 16
第 7	遊休農地の農業上の利用の増進に関する事項 1 遊休農地及び有休農地となるおそれがある農地並びにこれらの農地のうち農業所の利用の増進を図る必要があるものの所在 2 認定農業者に対する要活用農地の利用の集積その他要活用農地の農業上の利用の増進を図るための施策に関する事項	17 18
第 8	その他	19
別紙 1	(第 5 の 1 の (1) ⑥関係)	20
別紙 2	(第 5 の 1 の (2) 関係)	21

## 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

- 1 海陽町は、徳島県の最南端、高知県境の東経134度21分38秒、北緯33度36分の位置にあり、地域の範囲は東西21km、南北19km、総面積32,758haである。

総面積の92.2%にあたる30,232haを山林が占め、耕地面積は2.6%にあたる851haに過ぎない。

年平均気温は16.9℃（「徳島県の気象年報」地域気象観測資料(穴喰観測所)平成14年)年間降水量は約2,329mm（「徳島県の気象年報」地域気象観測資料(穴喰観測所)平成14年)で降霜期間は120日。降雪は滅多にみられないが、7～9月にかけて台風の襲来が多く、温暖多雨の西南暖地型気候である。

当地では温暖な気候条件を活かし、きゅうり、花き等の施設園芸やオクラ、洋人参、ブロッコリー栽培が行われている。

今後は施設園芸では担い手を中心とし、高収益化、産地化を図るとともに、耕種では経営規模の拡大を志向する農家と、集約的経営を展開する農家との間で、労働力提供や農地の貸借等その役割分担を図りつつ、相互補完により地域農業の発展を目指す。

そしてこのような農業生産の展開基盤となる優良農地の確保を基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き農村地域の秩序ある土地利用の推進に努めるものとする。

- 2 海陽町の農業構造については、昭和40年代前半から急激な過疎化が進行し、農業従事者の高齢化・担い手不足が深刻化している。また、こうした中で、農地の資産的保有傾向が強くなり安定兼業農家専業農家等から規模拡大志向農家への農地の流動化はこれまで顕著な進展をみないまま推移してきた。最近になって兼業農家の高齢化も進み、機械更新時や世代交代等を機に急速に農地の流動化が進む可能性が高まっている。

しかしながら、中山間地域である本町では、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地で一部遊休化したものが近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

- 3 海陽町は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来(概ね10年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、本町及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得(主たる農業従事者1人あたり254万円程度)、年間労働時間(主たる農業従事者1人あたり2,000時間程度)の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本町農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

- 4 海陽町は、将来の農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助成することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たって、これを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、農業協同組合、農業委員会、農業支援センター等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため海陽町担い手育成総合支援協議会(以下「協議会」という。)を設置し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して、協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員による掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に、両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

特に海南地域、海部地域においては、農地の流動化に関して、土地改良区等で計画されている集団的土地利用を展開し、担い手に集積されるよう努める。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を推進する。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。)第12条第1項の規定

による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の实情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

更に、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受委託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農業協同組合等と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助成するため、農業支援センターの指導の下に既存施設園芸の作型、品種の改善による高収入化や新規作物の導入を促進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより、地域及び営農の実態等に即した生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

特に、若松、神野、中里地区においては、ファームサービス事業等を核とした農地流動化を推進し農地の一体的管理を行う生産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進めて特定農業法人又は特定農業団体の設立を推進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で、補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、**地域農業を担う者**としてその他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施行に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、海陽町が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

更に、地域の面的な広がりを対象とした農業振興事業等の実施に当たっても認定農業者に十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

- 5 海陽町は、協議会等において、今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び研修会の開催等を行う。

園芸の産地化や稲作単一からの脱却を図ろうとする認定農業者等に対して、協議会の下に、市場関係者やJA全農とくしま、農林漁業金融公庫徳島支店等の参画を得つつ、マーケティングや資金計画、栽培に関する濃密指導等を行い、経営の発展に結びつけるよう努める。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

- 6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

海陽町の令和元年の新規就農者は1人であり、過去5年間、ほぼ横ばいの状況となっているが、従来からの基幹作物であるきゅうりの産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、海陽町は青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や徳島県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標5人を踏まえ、海陽町においては年間1人の当該青年等の確

保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を10年間で1法人増加させる。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

海陽町及びその周辺町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の7割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得178万円程度）を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた海陽町の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、**農業経営・就農支援センター**はもとより、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については農業支援センターや地域連携推進員、JA生産組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

(4) 地域ごとに推進する取組

川西地区 宍喰地区

従来からの基幹作物であるきゅうりを栽培する川西地区において、新たに農業経営を営もうとする青年等の受入を重点的に進め、JAかいふ等と連携し、きゅうりの栽培技術の指導や販路の確保を行い、当該青年等であっても一定の所得の確保ができ、安定的な経営を行えるようにする。

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に海陽町及び周辺町で展開している優良事例を踏まえつつ、本町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

[個別及び組織経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	生産・経営管理の方法	農業従事の形態等
ハウスきゅうり + 水稲(早期) 労働力 2.5人	ハウスきゅうり 20a 所得 501万円 総労働時間 3,748時間 水稲(早期) 300a 所得 29万円 総労働時間 840時間  合計所得 530万円 合計総労働時間 4,588時間 うち主たる農業従事者 1,796時間	<資本装備> ビニールハウス20a 暖房機、細霧防除機 トラクター20馬力 動力噴霧器、管理機 倉庫(50㎡) 田植機(4条 側条) 自脱型コンバイン グレンコンテナ 循環型乾燥機 糶摺り機 倉庫(150㎡)(作業庫) 草刈り機、軽トラック  <経営の特徴> きゅうりは促成栽培の長期1作型とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整枝方法を改良し、労力の軽減を図る。</li> <li>・水稲栽培作業もしくはきゅうりのつる下げ作業、収穫作業を委託又臨時雇用にて対応する。</li> <li>・複式簿記記帳の実施により、経営と家計の分離を図る。</li> <li>・青色申告の実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給料制の導入。</li> <li>・農繁期における臨時雇用。</li> </ul>
ブロッコリー 11~3月 + 水稲(早期) + 田植え作業受託 労働力 2.5人	ブロッコリー 11月~3月 300a 所得 466万円 総労働時間 5,640時間 水稲(早期) 300a 所得 29万円 総労働時間 810時間 田植え作業受託 200a 所得 16万円 総労働時間 20時間 合計所得 511万円 合計総労働時間 6,500時間 うち主たる農業従事者 1,880時間	<資本装備> 播種機・出芽機 トラクター20馬力 管理機 移動式防除機 動力噴霧器 倉庫(50㎡) 田植機(4条 側条) 自脱型コンバイン グレンコンテナ 循環型乾燥機 糶摺り機 倉庫(150㎡)(作業庫) 軽トラック	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収穫時期を考え段階的かつ計画的な栽培を行うことにより安定的な所得の確保を図る。</li> <li>・水稲栽培については早期の栽培を基本とし田植え作業について受託作業を行う。</li> <li>・複式簿記の記帳の実施により、経営と家計の分離を図る。</li> <li>・青色申告の実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給料制の導入。</li> <li>・農繁期における臨時雇用。</li> </ul>

営農類型	経営規模	生産方式	生産・経営管理の方法	農業従事の形態等
洋人参 露地栽培 (トンネル利用) 3月～5月 + 水稲 (早期) 労働力 3人	洋人参 350 a 所得 983 万円 総労働時間 3,465 時間 水稲 300 a 所得 29 万円 総労働時間 840 時間 合計所得 1012 万円 合計総労働時間 4,305 時間 うち主たる農業 従事者 1,865 時間	<資本装備> トラクター 2台 肥料散布機、播種機 収穫機、洗浄機、選 別機、動力噴霧器、 管理機 倉庫(100㎡) 田植機(4条 側条) 自脱型コンバイン グレンコンテナ 循環型乾燥機 糶摺り機 フォークリフト 小型トラック 軽四トラック 倉庫(200㎡)(作業庫) 草刈り機	<ul style="list-style-type: none"> <li>複式簿記の記帳の実施により、経営と家計の分離を図る。</li> <li>青色申告の実施。</li> </ul> (経営の特徴) 人参の収穫期間の延長 (3月中～5月上旬)	<ul style="list-style-type: none"> <li>給料制の導入。</li> <li>農繁期における臨時雇用。</li> </ul>

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の累計ごとの新たに農業を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に海陽町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、海陽町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	生産・経営管理の方法	農業従事の形態等
ハウスきゅうり + 水稲(早期) 労働力 2.5人	ハウスきゅうり 20a 所得 501万円 総労働時間 3,748時間 水稲(早期) 300a 所得 29万円 総労働時間 840時間  合計所得 530万円 合計総労働時間 4,588時間 うち主たる農業従事者 1,796時間	<資本装備> ビニールハウス20a 暖房機、細霧防除機 トラクター20馬力 動力噴霧器、管理機 倉庫(50㎡) 田植機(4条 側条) 自脱型コンバイン グレンコンテナ 循環型乾燥機 粃摺り機 倉庫(150㎡)(作業庫) 草刈り機、軽トラック  <経営の特徴> きゅうりは促成栽培の長期1作型とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整枝方法を改良し、労力の軽減を図る。</li> <li>・水稲栽培作業もしくはきゅうりのつる下げ作業、収穫作業を委託又臨時雇用にて対応する。</li> <li>・複式簿記記帳の実施により、経営と家計の分離を図る。</li> <li>・青色申告の実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給料制の導入。</li> <li>・農繁期における臨時雇用。</li> </ul>
ブロッコリー 11~3月 + 水稲(早期) + 田植え作業受託 労働力 2.5人	ブロッコリー 11月~3月 300a 所得 466万円 総労働時間 5,640時間 水稲(早期) 300a 所得 29万円 総労働時間 810時間 田植え作業受託 200a 所得 16万円 総労働時間 20時間 合計所得 511万円 合計総労働時間 6,500時間 うち主たる農業従事者 1,880時間	<資本装備> 播種機・出芽機 トラクター20馬力 管理機 移動式防除機 動力噴霧器 倉庫(50㎡) 田植機(4条 側条) 自脱型コンバイン グレンコンテナ 循環型乾燥機 粃摺り機 倉庫(150㎡)(作業庫) 軽トラック	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収穫時期を考え段階的かつ計画的な栽培を行うことにより安定的な所得の確保を図る。</li> <li>・水稲栽培については早期の栽培を基本とし田植え作業について受託作業を行う。</li> <li>・複式簿記の記帳の実施により、経営と家計の分離を図る。</li> <li>・青色申告の実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給料制の導入。</li> <li>・農繁期における臨時雇用。</li> </ul>

## 第4 第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

### 1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

海陽町の特産品であるきゅうりなどの農畜産物を安定的に生産し、本町農業の維持・発展に必要な効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。

このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、県農業支援センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

さらに、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁忙期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、海陽町の農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事ともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

### 2 市町村が主体的に行う取組

海陽町は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、県農業支援センターや農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

これらのサポートを海陽町が主体となって、県、農業委員会、農業協同組合、農業大学校等の関係団体が連携して協議会を設立し、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを一元的に実施できる体制を構築する。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように就農相談員は必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

海陽町は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

### 3 関係機関との連携・役割分担の考え方

海陽町は、県、農業委員会、農業協同組合、農業大学校等の関係機関と連携しつつ、町が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ・ 県農業会議、農地中間管理機構、海陽町農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
- ・ 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

#### 4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報 収集・相互提供

海陽町は、協議会及び農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、市町村の区域内において後継者がいない場合は、県及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、農地中間管理機構、海陽町農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

### 第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標、その他農用地の利用改善に関する事項

- 1 上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標及び農用地の集約についての目標は次のとおりである。

#### ○ 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考
概ね 24.2%	

#### ○ 効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の集積についての目標

農業者が経営する農地が分散している状況にある中で、認定農業者等担い手の経営する農用地も分散傾向にあり、農用地の効率的な利用の阻害要因となっている。このため、第2に掲げるこれら効率的かつ安定的な農業経営体が農地を効率的に利用し得るよう、これらの経営体に対し農用地を集約し、その割合が高まるよう措置する。

- 2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

海陽町の農業は第1に記すとおり、このような状況を背景として認定農業者等担い手への農用地の利用の集積状況は、15.4%（令和5年3月末現在）にとどまっている。

以上を踏まえ、地域ごとの農用地の効率的かつ総合的な利用については、利用権設定や農地中間管理事業を活用することで改善を目指す。

- (1) 宍喰地区の平坦部は、兼業農家による水稻作が中心となっているが、農業を主業とする規模拡大志向の農家も一部存在している。農用地の利用状況については、効率的かつ安定的な経営がおこなわれている大規模経営体への集積を推進する。
- (2) 海陽町、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速

する。

(3) 中山間地域や担い手不足地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体の新規就農促進を図るエリアや有機農業の団地化を図るエリア等の設定を促進するほか、保全管理等の取組を進める。

## 第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

1 海陽町は、徳島県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5章「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、海陽町農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分に踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

2 海陽町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権の設定等を促進する事業
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑤ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

3 これらの各事業については、本町の特性を踏まえて重点的に実施するものとする。

(1) 平坦部においては、今後県営ほ場整備事業の実施が進められる見込みなので、ほ場区画の大型化による高能率な生産基盤条件の形成を活かすため、担い手へ農地を面的に集積することが可能となるよう、**利用権の設定等**を重点的に**促進**する。特に、換地と一体的な**利用権の設定等**を推進し、土地改良区の主体的な取組によって担い手が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。

(2) 中山間地域においては、特に農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化する。また、委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業についても積極的に推進する。このことによって、担い手不足の下で多発している遊休農地の解消に努める。

さらに、海陽町は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

### 4 利用権の設定等を促進する事業に関する事項

(1) 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

#### ① 法第18条第1項の協議の場の設置の方法

##### ア 協議の場の開催時期

幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物である水稻の農繁期を除いて設定することとし、

##### イ 開催に係る情報提供の方法

海陽町の広報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

##### ウ 参加者

農業者、町、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の推進員、土地改良区、県、その他の関係者

##### エ 協議すべき事項

###### (ア) 地域計画の区域

(イ) (ア)の区域における農業の将来の在り方

(ウ) (イ)の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(エ) 農業者その他の(ア)の区域の関係者が(ウ)の目標を達成するためにとるべき農用地の

## 利用関係の改善その他必要な措置

なお、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

### オ 相談窓口の設置

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を産業振興課に設置する。

#### ② 第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

#### ③ その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

海陽町は、地域計画の策定に当たって、県・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

### (2) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

#### ① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）

第2条第7項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に依りてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の認定等を受ける場合、次の（ア）から（エ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあつては（ア）、（ウ）及び（エ）に掲げる要件のすべて）を備えること。

（ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合における、その開発後の農用地を含む。）のすべてについて、耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（ウ）その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあつては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

（エ）所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（ウ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地適正化あつせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあつては、（ア）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で、利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業又は法第7条第1号に掲げる規定する特例事業を行う農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中

間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

- ④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合、農業協同組合連合会その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）（以下、「政令」という。）第5条で定める者を除く。）は、次に掲げるすべてを備えるものとする。
- ⑤ 農地所有適格法人の組合員又は社員が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農業生産法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。  
ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該生産法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。
- ⑥ ①から④に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。
- ⑦ 農業経営の受委託に係る利用権の設定等については、③に規定する農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を併せ行う農地所有適格法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合、その他農用地等利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

### (3) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

### (4) 開発を伴う場合の措置

- ① 海陽町は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号。以下「令」といいます。）第3条第2号の地方公共団体及び農地中間管理機構を除きます。）からの基本要綱に定められた様式第7号による開発事業計画を提出させる。
- ② 海陽町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進めるものとする。
  - ア 当該開発事業の実施が確実であること。
  - イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
  - ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

### (5) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① 海陽町は、法第6条の規定による基本構想の承認後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める（附則第2条によりみなされる場合は不要）。
- ② 海陽町は、(6)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ③ 海陽町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに、当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日に翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

### (6) 要請及び申出

- ① 海陽町農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が整ったときは、海陽町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 海陽町の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項のの換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等

促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ 海陽町の全部又は一部をその事業実施区域とする農地中間管理機構は、その区域内の農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ⑤ ②から④に定める申出を行う場合において、(5)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日までに申し出るものとする。

#### (7) 農用地利用集積計画の作成

- ① 海陽町は、(6)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ② 海陽町は、(6)の②及び④の規定による農地中間管理機構、農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が整ったときは、海陽町は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 海陽町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(2)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置、その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにするものとする。

#### (8) 農用地利用集積計画の内容

- ① 農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。  
なお、⑥のウに掲げる事項については、(2)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。
- ② ①に規定する者が利用権の設定等（(2)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受けようとする土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受けようとする利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払の方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあつては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受けようとする所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(2)の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項
  - ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃借権又は使用貸借の解除をする旨の条件
  - イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農地法（昭和27年法律第229号）第6条の2で定めるところにより、権利の取得を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について

て同意市町村の長に報告しなければならない旨

ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項

- (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
- (イ) 原状回復の費用の負担者
- (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
- (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(9) 同意

海陽町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(8)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。ただし、複数の共有に係る土地について利用権（その存続期間が20年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持ち分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(10) 公告

海陽町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(6)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(8)の①から⑤までに掲げる事項を海陽町の掲示板への掲示により公告する。

(11) 公告の効果

海陽町が(10)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(12) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(13) 紛争の処理

海陽町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(14) 農用地利用集積計画の取消し等

① 海陽町の長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(10)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(2)の④に規定する者（法第18条第2項第6号に規定する者）に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 海陽町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア (10)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利

の設定を受けた(2)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 海陽町は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取り消しに係る部分を海陽町の公報に記載することその他所定の手段により公告する。

④ 海陽町が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取り消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。

⑤ 海陽町農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業の活用を図るものとする。海陽町農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、徳島県農業開発公社に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

## 5 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

### (1) 農用地利用改善事業の実施の促進

海陽町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

### (2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

### (3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

### (4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

### (5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、「農業経営強化基盤促進法の基本要綱（平成24年5月31日付24経営第564号農林水産省経営局長通知）」参考様式第6-1号の認定申請書を海陽町に提出して、農用地利用規程について海陽町の認定を受けることができる。

② 海陽町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第3項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること

- イ 農用地利用改善事業の実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであること
- ウ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること
- エ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること
- オ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

- ③ 海陽町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規定を海陽町の掲示板への掲示により公告するものとする。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業生産法人（以下「特定農業法人」という。）又は、当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業生産法人を除き、農業生産法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第9条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規定において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
  - ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
  - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
  - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
  - エ 農地中間管理事業の利用に関する事項

- ③ 海陽町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規定について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規定の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をするものとする。
  - ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
  - イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定にかかる農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

- ① (5)の2の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。
- ② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利

用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該地域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 海陽町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 海陽町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業支援センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構（徳島県農業開発公社）等の指導、助言を求めてきたときは、徳島県担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

6 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

海陽町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は担い手の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、市町村及び農地中間管理機構と連携して調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

(3) 地域計画の実現に向けた取組

担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、ファームサービス事業者等による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

ア 経営体育成基盤整備事業（平成12年～平成19年）による農業生産基盤の強化促進を通じて、優良農地の確保を図ると共に堆きゅう肥等の有機物投入、深耕などによる土壌改善、土づくりに取り組み、生産性の向上を目指すとともに、農作業の省力化、生産供給の安定化を図るため、農業施設の近代化を推進して、効率的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 海陽町は、地域水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取り組みによって、望ましい経営体の育成を図ることとする。

ウ 海陽町は、地域農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 農地中間管理事業の実施の促進に関する事項

- ① 海陽町は、県下一円を区域として農地中間管理事業を行う公益財団法人徳島県農業開発公社との連携の下に、同公社の業務の一部を受託等することによって海陽町内での事業の実施の促進を図る。
- ② 海陽町、農業委員会、農協は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした農地中間管理事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

(3) 推進体制等

① 事業推進体制等

海陽町は、農業委員会、農業支援センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、海陽町地域担い手育成総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、海陽町は、このような協力の推進に配慮するものとする。

第7 遊休農地の農業上の利用の増進に関する事項

1 遊休農地及び遊休農地となるおそれがある農地並びにこれらの農地のうち農業所の利用の増進を図る必要があるものの所在

(1) 遊休農地及び遊休農地となるおそれがある農地

海陽町における遊休農地は、中山間地域であり急傾斜で狭隘な農地または基盤整備の進んでいない地域に存在し、一方、水田平場地域であり土地基盤整備が進捗している地域については、面積は少ないものの一部の端地等に偏在しており、その面積は総計で38.3haとなっている。

また、今後10年間を見通して、遊休農地となるおそれがある農地については、後継者が見込まれない高齢農家の営農の見込み、水田における不在町農地所有者の状況及び最近の相続の動向、土地持ち非農家の農地の貸付意向、認定農業者等担い手の状況等から見て、約20.5ha存在していると見られる。

(2) 要活用農地

遊休農地及び遊休農地となるおそれがある農地（以下「遊休農地等」という。）のうち、今後、担い手へ利用集積するなど地域農業の振興を図る上で重要であり、農業上の利用の増進を図る必要がある農地（以下「要活用農地」という。）は存在していない。

[遊休農地等及び要活用農地の具体的な所在地等]

地域	地区	遊休農地等	うち遊休農地		要活用農地
			うち遊休農地	うち遊休農地になるおそれがある農地	
海南	相川	0.7		0.7	
	浅川	1.4		1.4	
	大里	0.7		0.7	
	小川	1.5		1.5	
	神野	0.1	0.1		
	四方原	0.5	0.2	0.3	
	熟田	4.8	2.9	1.9	
	多良	0.2	0.2		
	吉野	3.4	2.8	0.6	
	若松	0.2	0.2		
海部	高園	1.3	1.3		
	野江	0.9	0.6	0.3	

	中山	0.6	0.3	0.3
	芝	1.5	0.8	0.7
宍 喰	宍喰浦	1.9	1.7	0.2
	久保	4.0	1.8	2.2
	日比原	1.6	1.6	
	尾崎	0.9	0.4	0.5
	芥附	0.5	0.2	0.3
	広岡	1.3	0.5	0.8
	角坂	1.2	0.6	0.6
	小谷	3.4	0.4	3.0
	塩深	0.6	0.2	0.4
	船津	2.2	0.8	1.4
	久尾	2.9	0.2	2.7
合 計	38.3	17.8	20.5	

- (注) 1. 遊休農地等及び要活用農地の具体的な所在の別添図に示す。  
2. 別添図には、遊休農地等及び要活用農地の位置が判別できるよう色分けして図示し、可能な限り地番等を付記する。  
3. 別添図には、可能な限り要活用農地を例えば①直ちに利用可能、②直ちに利用困難などに区分し図示する。

(3) その他

遊休農地等のうち要活用農地以外に区分された農地については、地域の状況等により、林地化や景観形成作物の作付け等農業生産以外の利用を進めるものとする。

2 認定農業者に対する要活用農地の利用の集積その他要活用農地の農業上の利用の増進を図るための施策に関する事項

(1) 要活用農地の農業上の利用の増進に関する基本的な取組

- ① 海陽町は、要活用農地について利用権設定等促進事業、農地保有合理化事業・農用地利用改善事業の実施を促進する事業、土地基盤整備事業等遊休農地の発生防止・解消のための事業を積極的に実施するとともに、農業委員会等との連携を図り担い手への利用集積を進めるものとする。
- ② 海陽町農業委員会は、要活用農地について定期的に巡回・点検を行い、特に必要があると認められるときは、当該要活用農地の所有者又は当該要活用農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者（以下「使用収益権者」という。）に対し、農業上の利用の増進を図る旨の指導を行うとともに、当該要活用農地に利用権の設定等を行うことが望ましいと考えられる場合は、相手方の紹介、あっせん等を行う。
- ③ ②の指導をした場合においてもなお当該指導に係る要活用農地が相当期間耕作の目的に供されないとき、又は当該指導をすることができないときは、海陽町に対し、当該要活用農地が特定遊休農地である旨の通知をするよう要請するなど必要な措置を講ずるよう積極的に働きかけるものとする。
- ④ 働きかけを受けた海陽町は、法第27条の2第1項の規定に基づき、当該要活用農地の農地所有者（使用収益権者がある場合には、その者。以下「農地所有者等」という。）に対する特定遊休農地である旨の通知又は農地所有者等を確知することができない場合における特定遊休農地である旨の公告を行う。  
また、特定遊休農地である旨の通知を受けた農地所有者等が、法第27条の2第2項の規定に基づき届け出た計画に、当該特定遊休農地の利用権の設定等についてあっせんを受けたい旨の記載があるときは、海陽町は、農業委員会にその旨を通知し、農業委員会による調整活動を促すなど、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等関係機関及び関係団体との連携の下、要活用農地の認定農業者等への利用集積の促進その他要活用農地の農業上の利用の増進に係る対策を講ずるものとする。
- ⑤ 上記①から④までの措置によってのなお基本構想の達成に支障が生ずるおそれがあると認められる場合は、海陽町は、法第27条の3第1項の規定による特定遊休農地の農業上の利用の増進に関する勧告をするものとする。
- ⑥ ⑤の勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、海陽町は、当該勧告に係る特定遊休農地の利用権の設定等を希望する徳島県農業開発公社又は特定農業法人のうちから利用権の設

定等に関する協議を行う者を指定してその者が利用権の設定等に関する協議を行う旨を当該勧告を受けた者に通知するものとする。

なお、指定については、次に掲げる区分に応じそれぞれに定める者に対し行うものとする。

ア 当該勧告に係る特定遊休農地が、特定農用地利用規程に定められた農用地利用改善事業の実施区域内にある場合

徳島県農業開発公社又は当該特定農用地利用規程において定められた特定農業法人

イ アに掲げる場合以外の場合

徳島県農業開発公社

⑦ ⑥の規定により協議を行う者として指定された者は、次に掲げる事項について積極的に行うものとし、これらにより特定遊休農地の利用権の設定等を受けた場合には、本基本構想の達成に資するよう当該特定遊休農地の農業上の利用増進に努めるものとする。

ア ⑥の通知があった日から起算して6週間を経過する日までの間、当該通知を受けた者と当該通知に係る特定遊休農地の利用権の設定等に関する協議を行うこと

イ ⑥の規定による協議が調わず、又は協議することができないときは、⑥の通知があった日から起算して2月以内に、徳島県知事に対し、その協議に係る利用権の設定等につき必要な調停をなすべき旨を申請すること

ウ イの調停が整わないときは、当該調停の案に係る勧告があった日から起算して6月以内に、徳島県知事に対し、当該勧告に係る特定遊休農地について、特定利用権（農地についての耕作を目的とする賃借権をいう。）の設定に関し裁定を申請すること。

⑧ 海陽町は特定遊休農地における病虫害の発生、土石の堆積等の事由により、当該特定遊休農地の周辺の地域における農用地に係る営農条件に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認める場合には、必要な限度において、当該特定遊休農地の農地の所有者等に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずるべきことを命ずるものとする。

⑨ ⑧の命令に係る期限までにその命令に係る措置を講じないとき、当該命令を行うべき特定遊休農地の農地所有者等を確知することができないとき等に該当する場合は、海陽町自らその支障の除去等の措置を講ずる。なお、支障の除去等の措置に要した費用については、特段の事由がない限り、当該特定遊休農地の所有者等に負担させるものとする。

(2) 要活用農地の計画的解消

海陽町は、現状の要活用農地0ha（1の（2）で示した要活用農地面積の合計）であるが、今後も引き続き要活用農地が発生しないように努めるものとする。

(3) 要活用農地の農業上の利用の増進を図るための具体的な施策に関する事項

該当なし

## 第8 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

### 附則

- 1 この基本構想は、平成19年 1月29日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成19年12月 1日から施行する。
- 3 この基本構想は、平成21年 4月28日から施行する。
- 4 この基本構想は、平成22年 6月 2日から施行する。
- 5 この基本構想は、平成26年 9月30日から施行する。
- 6 この基本構想は、令和 2年10月30日から施行する。
- 7 この基本構想は、令和 5年 7月28日から施行する。

別紙1（第5の1の（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条の6第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第2条第2項第3号の2に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）
- 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合
    - ・・・法第18条第3項第2号イ及びハに掲げる事項
  - 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合
    - ・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- (2) 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農業組合法人（農業生産法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）
- 対象土地を混放牧地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
    - ・・・法第18条第3項第2号ハに掲げる要件
  - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
    - ・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）
- 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
    - ・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙2（第5の1（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用賃借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
<p>1. 存続期間は3年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。 ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でないと認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2. 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1. 農地については、農地法第23条の2第1項の規定により農業委員会が定めている小作料の標準額等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2. 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近隣の借賃がないときは、その採草放牧地の近隣の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3. 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4. 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上期1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。 この場合において、その金銭以外のもので定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知）第6に留意しつつ定めるものとする。</p>	<p>1. 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の金額を一時に支払うものとする。</p> <p>2. 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3. 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し、民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合、その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき、海陽町が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</li> <li>2. 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</li> <li>3. 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3に同じ。</li> </ol>	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</li> <li>2. 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</li> </ol>	<p>Iの③に同じ。</p> <p>この場合においてIの③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。</p>	Iの④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額に対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の対価に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>

各営農類型ごとの共通事項

課 題	農 業 従 事 の 態 様 等
安定的・持続的な経営展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 経営管理の熟度に応じて法人化し、経営の安定化と強化に努める。</li> <li>* 経営移譲を円滑化に行い、経営の持続性・安定性を確保する。</li> </ul>
適正な労務管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 労務管理や報酬配分の面に留意した労務管理に努める。</li> <li>* 構成委員各員においても、組織内の役割専門の能力の向上に努める。</li> </ul>
個性ある経営展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 複式簿記による記帳を行う。</li> <li>* 労働時間・作業内容等についても記録し、経営改善の手がかりとする。</li> <li>* 記帳の結果を、計画的な作付・労働配分に生かす。</li> </ul>
労働生活環境の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 労働関連法等の趣旨を厳守し、近代的な労働環境の整備に努める。</li> <li>* 健康診断の受診・社会保険への加入等、従事者の福利厚生に努める。</li> <li>* 農業機械・農薬の使用等、安全衛生の知識向上に努める。</li> <li>* 記帳・経営管理のための労力も労働時間を含めて、家族労働者への適正労働報酬の支給を行う。</li> <li>* 定休制の導入をすすめる。</li> </ul>
過重労働からの解放	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 労働ピーク時のファームサービス事業体やヘルパー等を効率的に活用し、過重労働の防止に努める。</li> <li>また、単に労働力補充にとどまらず、作業の効率化の有効な手段として積極的に取り入れ、規模拡大と経営強化を図る。</li> <li>* 省力化のための、機械・装置等の開発・整備をすすめる。</li> </ul>
地域との調和	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 経営の実態に応じて、地域内の他経営体への労働力を提供し、地域内の労働需要を図りながら所得の向上を図る。</li> <li>* 地域の生活秩序の調和に努める。</li> </ul>
健康でゆとりあるライフスタイルの確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 農閑期の長期休暇による心身のリフレッシュやゆとりの創出等、農家の良さを生かした、楽しみとゆとりのある生活の実現を目指す。</li> <li>* 地域特産物や自家生産物を生かして、豊かな生活の実現に努める。</li> </ul>